平成２５年（フ）第１１０１号
東京都港区南麻布１丁目14―４―301
債務者　島田　美恵
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１０号
東京都板橋区栄町４―12―301
債務者　本間　　誠
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１３号
神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎東３丁目５―２―401
債務者　川村　雅子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１４号
東京都足立区大谷田５丁目５―18―303
債務者　本間　雅己
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６６９号
横浜市保土ケ谷区天王町２丁目50番地１　天王町スカイハイツ６棟1008号
債務者　奥山　保行
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０号
神奈川県藤沢市石川3928番地の５　グリーンライフ湘南
債務者　伊藤　忠俊
成年後見人　四方　しん
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２９号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地40棟307号
債務者　松尾　壽治
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４４号
横浜市戸塚区上柏尾町311番地21
債務者　味見　恵子
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５９号
横浜市青葉区市ケ尾町1054番地　市ケ尾田園ビル403
債務者　栗原　利江（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４２３号
東京都立川市錦町４丁目９番23号センチュリー立川101号
債務者　西村　　精
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７４号
横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅４街区１棟206号
債務者　皆川　　努
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８８号
長野県佐久市岩村田3372番地　フラワーハイツ102
債務者　鈴木　　隆
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第１号
大分県豊後大野市三重町小坂3878番地２サンハイツＡ201
債務者　長野　好伸
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２４年（フ）第１４２８号
東京都八王子市左入町684番地２八王子ドゥーム220号
債務者　古屋　正隆
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３０７号
大阪府八尾市本町５丁目１番25号　メゾン・ド・コマ212号
債務者　松元　正勝
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１２号
大阪市福島区福島４丁目８番19号　グランデニューオーサカ402号
債務者　平田　勝子（旧姓山田・岩崎）
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部